

建設局公募型プロポーザル方式受託者選定における
技術提案説明書

令和8年度 みんなで公園活用事業（愛称：パークファン）に係る検討業務委託

「令和8年度 みんなで公園活用事業（愛称：パークファン）に係る検討業務委託」に関する
技術提案説明書

1. 業務の名称および概要

(1) 業務名称

令和8年度 みんなで公園活用事業（愛称：パークファン）に係る検討業務委託

(2) 業務概要

本市では、地域コミュニティの活性化や公園への愛着形成を目的とし、都市の貴重なオープンスペースという公園の特性を活かしながら、だれもが自分たちの公園を自由な発想で、より柔軟により楽しく使いこなすための施策「みんなで公園活用事業」（愛称：パークファン）を試行的に進めており、公園を活用する市民や民間事業者等（以下「プレーヤー」という。）を募集して行政がプレーヤーを支援しながら、プログラムを実施している。

令和7年度に策定した「大阪市緑の基本計画（2026）」では、「一人ひとりが輝くみどりのまちづくり」Green Wellness Osakaの実現を目指しているところであり、その中で本事業はみどりのまちづくりを先導するプロジェクトに位置付けており、本事業を広く展開するとともに、定着化及び活動の自走化を図ることとしている。

定着化・自走化に向けては、プログラムの継続性の確保が必要であり、これまでの行政（事務局）からの支援だけではなく、地域（地域活動協議会、町会、公園愛護会等）の協力や、企業等（以下「サポーター」という。）からの人やモノの支援により、プログラムを継続しやすい環境づくりが必要であるが、これまでの業務の中で特にサポーターからの支援を得るための手法が課題となっている。

また、令和7年度に鶴見緑地で実施した万博連携イベントではプレーヤーとそれを支援するサポーターとをマッチングさせる取組について検証を行い、サポーターによる支援の有効性は確認できたが、大規模公園によるイベントの中での取り組みであったため、今後はこの取り組みを小規模公園へ展開する仕組みを構築する必要がある。

本業務は、事業のさらなる展開と継続的なプログラム実施による公園活用の仕組みの構築を目的として、サポーター募集に関する検討を行うとともに、地域やサポーターと連携したプログラム実施に向けたコーディネートを通じて検証を行い、プログラムを継続しやすい環境づくりの仕組みの構築について検討を行うものである。

(3) 業務内容

本技術提案説明書には主な業務内容のみを記載しているため、詳細は特記仕様書（案）を参照すること。

○企業等によるサポーターの継続的な関わり方に関する検討

- ・ 小規模公園における公園活用を対象としたサポーターの募集にあたり、企業等から支援を効果的に引き出し、継続的な支援につなげるための方法について検討を行う。

○小規模公園での公園活用におけるサポーターによる支援の仕組みの検討

- ・ サポーターとプレーヤーをマッチングし、プログラム開催に向けたコーディネート（関係者調整・実行支援等）を実施し、モデルケースとして検証（3回程度を想定）するとともに、プログラム開催を24区へ展開するための方策を検討する。

(4) 技術の提案

本業務で対象となる、プレーヤーやサポーター、地域の特性は多岐にわたるが、それらをコーディネートしたうえで試行・検証を行うため、次の点において技術提案を受けたうえで業務をすすめるものとする。

プレーヤーが公園での活動を継続するための支援の一つとして、企業等の外部支援者（以下「サポーター」）が有効であると考えており、令和7年度には鶴見緑地で実施した万博連携イベントにおいてプレーヤーとそれを支援するサポーターとをマッチングさせる取組（パーク・コネクト）について検証を行い、サポーターによる支援の有効性は確認できたが、大規模公園でのイベント内での取組であったため、この取組みを小規模公園へ展開する仕組みの構築が課題となっています。

加えて、大規模公園での検証においても企業等からの自発的な申込が少なかったことから、サポーターの確保に工夫が必要であると考えています。

そこで、小規模公園における公園活用を対象としたサポーターの募集にあたり、企業等から支援を効果的に引き出し、継続的な支援につなげるための検討プロセスについて提案してください。

上記の検討を踏まえてサポーター募集を行い、サポーターとプレーヤーをマッチングし、プログラム開催に向けたコーディネート（関係者調整・実行支援等）を実施し、モデルケースとして検証を行います。

については、プログラム開催に向けてサポーターとプレーヤーをつなぐコーディネートの手法（①両者のニーズ・条件・期待値を把握し要件化する方法、②マッチングの判断基準と決定プロセス（相互合意形成を含む））及び、プログラム開催に向けた関係者（サポーター・プレーヤー・地域関係者）との調整の進め方、モデルケースを踏まえて取組を24区へ展開するための検討プロセスを提案してください。

(5) 業務履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約日 ～ 令和9年3月31日

(6) 成果品

成果品は次のとおりとする。

・ 報告書（A4判のチューブファイル等に収納）	2部
・ 電子データ	2部
・ 概要版（外部公表用、パワーポイント10枚程度）	1部
・ リーフレット サポーター周知用	1500部
取組紹介	2500部

(7) その他

本業務の特記仕様書(案)は別添資料のとおりである。

2. 資料の交付

本市建設局のホームページ上からダウンロードする。(大阪市 HP→組織から探す→建設局→入札契約情報→業務委託入札→建設局公募型プロポーザル方式発注案件(令和8年度 みんなで公園活用事業(愛称:パークファン)に係る検討業務委託

3. 技術提案書の提出者に必要とされる要件

(1) 入札参加表明時において、技術提案書の提出者に必要とされる要件は以下のとおりである。

・単体企業

- ① 建設コンサルタント登録規定(昭和52年4月15日建設省告示第717号)に基づく「造園部門」または「都市計画及び地方計画部門」の登録を受け、令和8・9・10年度本市入札参加資格者名簿に種目「500 建設コンサルタント」に登録していること。
- ② 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者。
- ③ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者。
- ④ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しない者。
- ⑤ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者。
- ⑥ 業務実施上の条件として、平成28年度以降の官公庁発注による、次に示す「規定業務」について、元請として従事した実績を有していること。

【規定業務】

公共的空間における市民等の利活用への支援に関する業務

(民有地を含む公共的空間において、収益を目的とする取組ではなく、地域の活性化などを目的に、多様な主体が自由かつ柔軟に活用できる場としての利活用を広げる業務、またはその利活用を支える仕組みを構築する業務を指す。)

・共同企業体

- ① 共同企業体での参加の場合、共同企業体の代表者が建設コンサルタント登録規定(昭和52年4月15日建設省告示第717号)に基づく「造園部門」または「都市計画及び地方計画部門」の登録を受け、令和8・9・10年度本市入札参加資格者名簿に種目「500 建設コンサルタント」に登録していること。
- ② 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者。
- ③ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者。
- ④ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しない者。
- ⑤ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者。
- ⑥ 業務委託特別共同企業体結成届(様式-6の1)および業務委託特別共同企業体協定書(様式-6の2)の写しを提出すること。ただし、共同企業体を構成している構成員は他に構成する共同企業体または単体で入札に参加することはできない。
- ⑦ 業務実施上の条件として、共同企業体の代表者が平成28年度以降の官公庁発注による、次に示す「規定業務」について、元請として従事した実績を有していること。

【規定業務】

公共的空間における市民等の利活用への支援に関する業務

(「公共的空間における市民等の利活用への支援に関する業務」とは、民有地を含む公共的空間において、収益を目的とする取組ではなく、地域の活性化などを目的に、多様な主体が自由かつ柔軟に活用できる場としての利活用を広げる業務、またはその利活用を支える仕組みを構築する

業務を指す。)

(2) 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

① 配置予定技術者の資格

各配置予定技術者は、所属する組織との直接的な雇用関係を有している者であり、それぞれ以下の資格を有する者とする。なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当または RCCM 相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。

<管理技術者>

次のア～エのいずれかに該当していること。

- ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目：「都市及び地方計画」）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目：「建設-都市及び地方計画」）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- ウ. 国土交通大臣（旧建設大臣）に上記ア・イと同等の能力と経験を有すると認定されている者。
- エ. RCCM（登録部門：「造園」又は「都市計画及び地方計画」）の資格を有し、登録を受けている者。

<照査技術者>

次のア～エのいずれかに該当していること。

- ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目：「都市及び地方計画」）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目：「建設-都市及び地方計画」）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- ウ. 国土交通大臣（旧建設大臣）に上記ア・イと同等の能力と経験を有すると認定されている者。
- エ. RCCM（登録部門：「造園」又は「都市計画及び地方計画」）の資格を有し、登録を受けている者。

② 配置予定技術者の業務実績

管理技術者は、平成 28 年度以降の官公庁発注による、次に示す「規定業務」について、管理技術者または担当技術者として従事した実績を有していること。

照査技術者は、平成 28 年度以降の官公庁発注による、次に示す「規定業務」について、照査技術者または管理技術者または担当技術者として従事した実績を有していること。

なお、管理技術者及び照査技術者における過去の業務実績が、共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者に所属する技術者としての実績に限る。

【規定業務】

公共的空間における市民等の利活用への支援に関する業務

（「公共的空間における市民等の利活用への支援に関する業務」とは、民有地を含む公共的空間において、収益を目的とする取組ではなく、地域の活性化などを目的に、多様な主体が自由かつ柔軟に活用できる場としての利活用を広げる業務、またはその利活用を支える仕組みを構築する業務を指す。）

③ 配置予定技術者の手持ち業務量

参加表明時点での手持ち業務量

<管理技術者、担当技術者>

担当技術者各々の、全ての手持ち業務（主任（管理）技術者及び担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務）の契約金額の合計が5億円以上または件数が10件以上である場合は選定しない。なお、記載に当たっては、以下の事項に留意すること。

- ・担当技術者の人数について、「サポーターの確保」に関する検討と、「コーディネート手法と展開」について検討する必要があることから、少なくとも2人以上配置することを規定しているものであり、3人以上の技術者の配置を妨げるものではない。なお、担当技術者を3人以上配置する場合においても、担当技術者1、2を評価対象とする。

4. 参加表明

(1) 提出書類

参加希望の者は、掲示の日から令和8年5月13日（水）17時30分までに、大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）まで①～⑤を1部持参により提出すること。なお、共同企業体での参加を希望する場合は⑥、⑦も1部提出すること。

- ① 参加表明書（様式－1）
- ② 企業の業務実績書（様式－2）
- ③ 業務実施体制書（様式－3）
- ④ 配置予定技術者経歴書（様式－4）
- ⑤ 配置予定技術者実績書（様式－5）
- ⑥ 業務委託特別共同企業体結成届（様式－6の1）
- ⑦ 業務委託特別共同企業体協定書（様式－6の2）

(2) 参加表明書等の作成方法

参加表明書及びその他必要書類は 様式－1～6（A4判） に示されるとおりとする。なお文字サイズは10ポイント以上とする。

(3) 参加表明書等の内容の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
企業の過去10年間の規定業務に関する実績	<ul style="list-style-type: none">・参加表明書の提出者が過去に受託した3.1)に規定する業務の実績について1件以上記載する。・記載する業務は平成28年度以降に完了した元請による業務とする。・企業が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容が分かる成果品の一部または全部も添付すること。・記載様式は 様式－2 とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1枚以内に記載する。
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none">・各配置予定技術者の兼任は認めないものとする。・共同企業体により業務を実施する場合は、以下の事項に留意の上、業

	<p>務分担について記載すること。備考欄に共同企業体の構成員である旨を記載するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記載すること。</p> <p>①共同企業体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。</p> <p>②各構成員は、実施する分担業務に応じて1名以上の担当技術者を配置出来ること。</p> <p>③各構成員が実施する分担業務に照査が必要となる場合には、当該分担業務を実施する各構成員が照査技術者を配置できること。</p> <p>④1つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合または学識経験者等の協力を得て業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに再委託先または協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・記載様式は 様式-3 とする。
<p>予定技術者の経歴等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の各技術者について、経歴等を記載する。 ・設計共同体により業務を実施する場合には、代表者が各技術者を配置すること。 ・規定業務の実績を1件以上記載する。なお、平成28年度以降に完了した元請による業務を対象とする。 ・参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・記載様式は 様式-4 とする。 ・各配置予定技術者の所属する組織との直接的な雇用関係を有する者であることを証するものの写しを添付すること。
<p>予定技術者の過去10年間の規定業務実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の技術者が過去に従事した規定業務の実績について1件毎記載する。 ・記載する業務は、平成28年度以降に完了した元請による業務とする ・参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・企業が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部または全部も添付すること。 ・記載する様式は 様式-5 とし、図面、写真等を引用する場合も含めA4判1枚以内に記載する。

(4) 参加表明書及びその他必要書類の提出方法、提出先及び提出期限

① 提出方法

参加表明書等は、提出書類確認のため、持参することとする。

② 提出先

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM棟6階

大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）

③ 提出期限

令和8年5月13日（水）17時30分

（5）参加表明書及びその他必要書類に対する質問の受付および回答

① 質問は、書面（書式自由、A4判とする）により行うこととし、持参、電子メールにより受付を行う。

I. 質問の受付先

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM棟6階

大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）

TEL 06-6615-6664

eメールアドレス la0083@city.osaka.lg.jp で、件名は「プロポーザル方式についての質問」とする。受領後、着信確認のメールを送信する。

II. 質問の受付期間

掲示の日から令和8年5月1日（金）17時30分まで（必着）

持参する場合は上記期間の本市の休日を除く17時30分まで

② 質問に対する回答は、令和8年5月8日（金）より、本市建設局のホームページに掲載する。

なお、質問内容によっては上述の期限より前に、本市建設局のホームページに掲載する場合があります

（6）技術提案書の提出者の選定

技術提案書の提出者の選定は、参加表明書とともに提出される書類をもとに以下の基準で資格審査して行うものとする。

① 技術提案書の提出者の資格審査基準

資格審査基準については、別紙Aのとおりとする。

② 技術提案書提出者の選定結果の通知

技術提案書の提出者の選定結果は、令和8年7月中旬に書面にて参加者に通知する。

（7）非選定理由に関する事項

参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者は、通知した日の翌日から起算して5日（休日を含めない）以内に、書面（様式自由、A4版とする）にて非選定理由について説明を求めることが出来る。ただし説明請求は持参とし、書面もしくは電子メールにて回答を行うものとする。

①受付場所 4.（4）に同じ

②受付時間 9時00分～17時30分（ただし、12時15分～13時00分は除く）

5. 技術提案書の特定

（1）技術提案書の作成

本市より技術提案書の提出を要請された者は、以下の書類を作成の上、提出すること。

また、提案にあたっては、テーマに対する検討項目及び取組方法について提案するものであり、成果の一部または全ての提出を求めるものではない。

(2) 技術提案書の作成方法

技術提案書は 様式-7~10 (A4版) とする。文字サイズは 10 ポイント以上とする。なお、提案書 (様式-7を除く) に社名、社印、ロゴマークなどを入れないものとする。また、本文中にも社名等が特定できる記述を含めないこと。

(3) 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
実施方針・実施フロー・工程表	<ul style="list-style-type: none">・業務の実施方針、業務フロー、工程計画について簡潔に記載する。・記載様式は 様式-8 とする。(A4判片面1枚)
特定テーマに対する技術提案	<ul style="list-style-type: none">・特定テーマに対する検討項目、取組方法を具体的に記載する。既存資料の他に、新たに調査等が必要である場合には、業務に必要な調査等として明記する。・記載にあたり、概念図、出展の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ないが、本件のために作成したCGや詳細図面等を用いることは認めない。・技術提案書作成にあたり、他の者の協力または学識経験者等の助言を受けることはできるが、技術提案書にその旨を記載する。・記載様式は 様式-9 とし、テーマ毎にA4判片面2枚以内に記載する。
その他	<ul style="list-style-type: none">・提出要請書に対する意見、特記仕様書 (案) 等に示される業務内容に対する代替案等があれば記載する。・本業務で実施可能なものに限る。・記載様式は 様式-10 とし、A4判片面1枚以内に記載する。
見積書	<ul style="list-style-type: none">・必要な経費を算出し、本業務に係る見積書を提出する。・見積書が、業務規模の上限額を上回っている場合には特定しない。・記載様式は特に定めないが、A4判1枚に内訳が分かるものを記載する。

(4) 業務規模

業務規模の上限を 1,660 万円 (消費税及び地方消費税込み) とする。

(5) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(6) 技術提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

(7) 既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、事前に連絡のうえ、以下の資料を閲覧することができる。

①資料名

(過年度業務委託成果)

- ・「みんなで公園活用事業」にて抽出された意見や課題等
- ・令和3年度に公募企画競争（プロポーザル方式）にて委託発注した「新たな公園活用に向けた試行実施等支援業務」の成果品（報告書）
- ・令和4年度に制限付一般競争入札にて委託発注した「令和4年度 新たな公園活用（パークファン）に向けた支援等業務委託」の成果品（報告書）
- ・令和5年度に制限付一般競争入札にて委託発注した「令和5年度 新たな公園活用（パークファン）に向けた支援等業務委託」の成果品（報告書）
- ・令和6年度に制限付一般競争入札にて委託発注した「令和6年度 新たな公園活用（パークファン）に向けた支援等業務委託-2」の成果品（報告書）
- ・令和7年度に制限付一般競争入札にて委託発注した「令和7年度 みんなで公園活用（パークファン）に向けた検討業務委託」の成果品（報告書）
- ・令和5年度に公募企画競争（プロポーザル方式）にて委託発注した「鶴見緑地等における万博連携事業イベント企画運営等業務委託」の報告書のうち、公園活用にかかるもの

②閲覧場所：〒559 - 0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階

大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）

TEL 06-6615-6664

- ③ 閲覧期間：技術提案書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く
毎日9時00分～17時30分（ただし、12時15分～13時00分は除く）

(8) 技術提案書の提出方法、提出場所及び提出期限

- ① 提出方法 : Word データを提出すること
- ② 提出場所 : e メールアドレス la0083s@city.osaka.lg.jp
- ③ 提出期限 : 令和8年6月16日（火）17時30分 必着

(9) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目、評価基準は 別紙B のとおりとする。また、参加表明時に提出した書式と様式-7～10 を併せて審査を行う。

(10) ヒアリング

技術提案書提出後、必要に応じてヒアリングを行うことがある。

- ① ヒアリングを実施する場合は、場所、時間、留意事項等を別途通知する。
- ② ヒアリング時の追加資料は受理しない。

(11) 技術提案書に対する質問の受付および回答

- ① 質問は、書面（書式自由、A4判とする）により行うこととし、持参、電子メールにより受付を行う。

I. 質問の受付先

〒 559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM棟6階

大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）

TEL 06-6615-6664

e メールアドレス la0083@city.osaka.lg.jp で、件名は「プロポーザル方式についての質問」とする。受領後、着信確認のメールを送信する。

II. 質問の受付期間

掲示の日から令和8年5月28日(木)17時30分まで（必着）

持参する場合は上記期間の本市の休日を除く17時30分まで

- ② 質問に対する回答は、令和8年6月3日(水)より、本市建設局のホームページに掲載する。
なお、質問内容によっては上述の期限より前に、本市建設局のホームページに掲載する場合があります。

(12) 技術提案書の特定について

- ① 提出された技術提案書の中から、(9)により最も優れた技術提案書を特定することとしているが、技術提案書のうち提案内容に関する評価点（実施方法、実施フロー、工程表、その他、及び特定テーマに関する評価点合計）の得点率が50%未満の場合で、当該業務の内容に適合した履行がなされない恐れがあると本市が判断した場合は、技術提案書の特定は行わない。
- ② 技術提案書の特定及び非特定の結果は、書面にて令和8年7月中旬に参加者に通知する。
- ③ 技術提案書を特定された者との契約は、1か月を目途に、速やかに行うこととする。

(13) 非特定理由に関する事項

- ① 提出した技術提案書が特定されなかった者に対して、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を通知する。
- ② 上記 ①の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により非特定理由について説明を求めることができる。ただし、説明請求は、書面のみで受け付けるものとする。
- ③ 上記 ②の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に、書面もしくは電子メールにて回答するものとする。
- ④ 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - I. 受付場所：4.（4）の提出場所と同じ
 - II. 受付日時：9時00分～17時30分（ただし、12時15分～13時00分は除く）

6. その他の留意事項

- (1) 参加表明書及びその他必要書類、技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 参加表明書及びその他必要書類、技術提案書に虚偽の記載をした場合は、提出された参加表明書または技術提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (3) 参加者のうち、地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項に規定する者に該当することとなった場合、または大阪市の契約に係る指名停止を受けた場合は、提出された技術提案書を無効とする。
- (4) 規定業務の実績については、我が国における業務の実績をもって判断することとする。
- (5) 参加表明書及び技術提案書について提出期限を過ぎて提出された場合は、いかなる理由があろうとも失格とする。
- (6) 提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書は返却しない。また、提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書は技術提案書の特定以外に無断で使用しないものとする。技術提案は、その提案内容が一般的に使用されているものである場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。
- (7) 提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書については、公開請求の対象としない。
- (8) 技術提案書提出後において、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (9) 提出資料について、不鮮明である場合は、鮮明な電子データ（PDF等）の提供を求める場合がある。

- (10) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (11) 技術提案説明書配布後、本プロポーザルに関する事項について、有識者会議委員と直接、間接を問わず連絡及び接触をしてはいけない。
- (12) 技術提案書特定の通知後、契約締結までに技術提案書を提出した者が、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (13) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (14) 参加表明書提出後および契約締結後の履行期間中に配置技術者の手持ち業務量が契約金額で5億円、件数で10件未満となるようにすることとし、超えた場合には、当該配置技術者を以下のa)～c)までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続させる場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。
- a) 当該配置技術者等と同等の同種または類似業務実績を有する者
 - b) 当該配置技術者等と同等の技術者資格を有する者
 - c) 手持ち業務量が当該業務の技術提案説明書において設定している予定配置技術者の手持ち業務量の制限を超えない者
- (15) 技術提案書の特定にあたり、提案内容に関する評価点の合計が同点となる場合には、特定テーマ2に関する提案が最も優れた技術提案書を特定することとする。

【別紙A】

資格審査基準

(令和8年度 みんなで公園活用事業(愛称:パークファン)に係る検討業務委託)

参加表明書の提出者の資格審査基準は、以下のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点			審査基準	備考
参加表明書の 経験と能力	資格要件	技術 登録部 門	建設コン サルタン ト登録	建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「造園部門」または「都市計画及び地方計画部門」の登録を受け、令和8・9・10年度本市入札参加資格者名簿に種目「500建設コンサルタント」に登録していること。（共同企業体での参加の場合、共同企業体の代表者が「造園部門」または「都市計画及び地方計画部門」の登録を受け、令和8・9・10年度本市入札参加資格者名簿に種目「500建設コンサルタント」に登録していること。）	
	専門技術力	確成 実果 性の	過去10年 間の業務 実績の内 容	平成28年度以降の官公庁発注による、次に示す「規定業務」について、元請として従事した実績を有していること。（共同企業体での参加の場合、共同企業体の代表者が規定業務の実績を有していること。） 【規定業務】（* ² ） ・公共的空間における市民等の利活用への支援に関する業務	様式-2を審査する
配置予定技術者の 経験及び能力	管理技術者	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	次のア～エのいずれかに該当していること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目：「都市及び地方計画」）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目：「建設-都市及び地方計画」）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 国土交通大臣（旧建設大臣）に上記ア・イと同等の能力と経験を有すると認定されている者。 エ. RCCM（登録部門：「造園」又は「都市計画及び地方計画」）の資格を有し、登録を受けている者。	様式-4を審査する
		専門技術力	過去10年間の同種または類似業務の実績内容	平成28年度以降の官公庁発注による、次に示す「規定業務」について、管理技術者または担当技術者として従事した実績（* ¹ ）を有していること。 【規定業務】（* ² ） ・公共的空間における市民等の利活用への支援に関する業務	様式-5を審査する
		専任性	手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務（主任（管理）技術者及び担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務）の契約金額の合計が5億円以上または件数が10件以上である場合は選定しない。	様式-4を審査する
	照査技術者	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	次のア～エのいずれかに該当していること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目：「都市及び地方計画」）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目：「建設-都市及び地方計画」）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 国土交通大臣（旧建設大臣）に上記ア・イと同等の能力と経験を有すると認定されている者。 エ. RCCM（登録部門：「造園」又は「都市計画及び地方計画」）の資格を有し、登録を受けている者。	様式-4を審査する
		専門技術力	過去10年間の同種または類似業務の実績内容	平成28年度以降の官公庁発注による、次に示す「規定業務」について、照査技術者または管理技術者または担当技術者として従事した実績（* ¹ ）を有していること。 【規定業務】（* ² ） ・公共的空間における市民等の利活用への支援に関する業務	様式-5を審査する
		1 担当 2 担当	専任性	手持ち業務の金額及び件数	担当技術者各々の、全ての手持ち業務（主任（管理）技術者及び担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務）の契約金額の合計が5億円以上または件数が10件以上である場合は選定しない。

業務 実 施 体 制	その他留意事項	担当技術者の人数について、「サポーターの確保」に関する検討と、「コーディネート手法と展開」について検討する必要があることから、少なくとも2人以上配置することを規定しているものであり、3人以上の技術者の配置を妨げるものではない。 なお、担当技術者を3人以上配置する場合においても、担当技術者1、2を評価対象とする。	様式-5を審査する
	業務実施体制の妥当性	下記項目に該当する場合には選定しない。 <ul style="list-style-type: none"> 再委託の内容が主たる部分の場合。 業務分担構成が、不明確または不自然な場合。 共同企業体による場合に、業務の分担構成が細分化されすぎている場合、ひとつの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。 	様式-3を審査する

*¹ 過去の業務実績が、共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者に所属する技術者としての実績に限る。

*² 「規定業務」の「公共的空間における市民等の利活用への支援に関する業務」とは、民有地を含む公共的空間において、収益を目的とする取組ではなく、地域の活性化などを目的に、多様な主体が自由かつ柔軟に活用できる場としての利活用を広げる業務、またはその利活用を支える仕組みを構築する業務を指す。

【別紙B】

技術提案書評価基準
(令和8年度 みんなで公園活用事業(愛称:パークファン)に係る検討業務委託)

(1) 評価要領および評価表

本業務における特定テーマおよび技術提案書を特定するための評価表は以下のとおりとする。

評価は①～⑮の各項目毎に、A、A'、B、B'、Cの5段階とし、それぞれ次のように点数を計算して100点満点（小数点第2位まで表示）で総合評価し、最高得点者を特定することを原則とする。

<計算方法>

- A の場合は、配点×5/5点
- A' の場合は、配点×4/5点
- B の場合は、配点×3/5点
- B' の場合は、配点×2/5点
- C の場合は0点

背景	<p>本市では、『みどりの魅力あふれる大都市・大阪～誰もが住みたい・働きたい・訪れたいと思う「緑の都市」へ～』を基本理念に、まちの多様な「みどり」を活かすことを基本方針の一つとして、柔軟なみどりの活用に取り組んでいます。</p> <p>その一つとして、都市の貴重なオープンスペースという公園の特性を活かしながら、だれもが自分たちの公園を自由な発想で、より柔軟により楽しく使いこなすための施策「みんなで公園活用事業」（愛称：パークファン）を進めており、公園を活用する市民や民間事業者等（以下「プレーヤー」という。）を募集して行政がプレーヤーを支援しながらプログラムを実施しています。</p> <p>今後は本事業を広く展開するとともに、そのような取り組みをより多くの公園で根付かせる（定着化）とともに、将来的には行政による必要最小限の支援のみで、プレーヤーが公園を自発的・継続的に活用（自走化）できるようにすることが求められています。</p>
特定テーマ1	<p>プレーヤーが公園での活動を継続するための支援の一つとして、企業等の外部支援者（以下「サポーター」）が有効であると考えており、令和7年度には鶴見緑地で実施した万博連携イベントにおいてプレーヤーとそれを支援するサポーターとをマッチングさせる取組（パーク・コネクト）について検証を行い、サポーターによる支援の有効性は確認できたが、大規模公園でのイベント内での取組であったため、この取組みを小規模公園へ展開する仕組みの構築が課題となっています。</p> <p>加えて、大規模公園での検証においても企業等からの自発的な申込が少なかったことから、サポーターの確保に工夫が必要であると考えています。</p> <p>そこで、小規模公園における公園活用を対象としたサポーターの募集にあたり、企業等から支援を効果的に引き出し、継続的な支援につなげるための検討プロセスについて提案してください。</p>
特定テーマ2	<p>本業務では、特定テーマ1の検討プロセスを踏まえてサポーター募集を行い、サポーターとプレーヤーをマッチングし、プログラム開催に向けたコーディネート（関係者調整・実行支援等）を実施し、モデルケースとして検証を行います。</p> <p>については、プログラム開催に向けてサポーターとプレーヤーをつなぐコーディネートの手法（①両者のニーズ・条件・期待値を把握し要件化する手法、②マッチングの判断基準と決定プロセス（相互合意形成を含む））及び、プログラム開催に向けた関係者（サポーター・プレーヤー・地域関係者）との調整の進め方、モデルケースを踏まえて取組を24区へ展開するための検討プロセスを提案してください。</p>

(評価シート)

評価項目	評価の着眼点	配点			備考
		項目別	複数時 配分	項目別 配分	
配置 予定 技術 者	管理 技術者	専門技術力（過去10年間の規定業務の実績）	20	5	①
		専任性（他業務との兼任状況）		5	②
	照査技術者	専門技術力（過去10年間の規定業務の実績）		5	③
		担当技術者		専門技術力（過去10年間の規定業務の実績）	5
実施方針 実施フロー 工程表 その他	業務の 理解度	目的、条件、内容の理解	20	5	⑤
		実施 手順		5	⑥
	その他	業務量把握、人員配置の妥当性		5	⑦
		重要事項の指摘（特定テーマに対する技術提案の内容を除く）		5	⑧
特定 テーマ に対する 技術 提案	特定 テーマ 1	的確性	25	10	⑨
		実現性		10	⑩
		独創性		5	⑪
	特定 テーマ 2	的確性①	35	10	⑫
		的確性②		5	⑬
		実現性		10	⑭
		独創性		10	⑮
	合計（100点満点）			100.00	

(2) 技術者評価基準

評価項目のうち、配置予定技術者に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価の着眼点			A	A'	B	B'	C	評価点	備考
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	技術専門力	過去10年間の同種または類似業務の実績内容 都市公園における管理技術者としての規定業務の実績がある	都市公園における担当技術者としての規定業務の実績がある	都市公園以外における管理技術者としての規定業務の実績がある	都市公園以外における担当技術者としての規定業務の実績がある	-	5	①
		専任性	他の業務との兼任状況 手持ち業務の契約金額の合計が2.5億円未満件数かつ件数が5件未満	手持ち業務の契約金額の合計が4億円未満件数かつ件数が8件未満	手持ち業務の契約金額の合計が5億円未満件数かつ件数が10件未満	-	-	5	②
	照査技術者	技術専門力	過去10年間の同種または類似業務の実績内容 都市公園における照査技術者または管理技術者としての規定業務の実績がある	都市公園における担当技術者としての規定業務の実績がある	都市公園以外における照査技術者または管理技術者としての規定業務の実績がある	都市公園以外における担当技術者としての規定業務の実績がある	-	5	③
	担当技術者	技術専門力	過去10年間の同種または類似業務の実績内容 配置する担当技術者の2名が都市公園における規定業務の実績がある	配置する担当技術者のうち1名が都市公園における規定業務の実績がある	配置する担当技術者の2名が都市公園以外における規定業務の実績がある	配置する担当技術者のうち1名が都市公園以外における規定業務の実績がある	配置する担当技術者の2名共に規定業務の実績がない	5	④

* 「規定業務」とは、技術提案説明書に記載している「公共的空間における市民等の利活用への支援に関する業務」業務である。

(3) 提案内容評価基準

評価項目のうち、提案内容に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価の着眼点		A	A'	B	B'	C	評価点	備考
実施工程表・実施のフロー	業務の理解度	目的、条件、内容の理解 目的、条件、内容の理解が優れている	-	目的、条件、内容の理解が妥当である	-	目的、条件、内容の理解が不十分である	5	⑤
	実施手順	実施手順の妥当性	業務実施手順が妥当であり、特に実効性がある	業務実施手順が妥当であり、実効性がある	業務実施手順の検討が妥当である	業務実施手順の検討が不十分である	5	⑥
		業務量把握、人員配置の妥当性	業務量に対して十分な人員配置であり、不測の事態にも対応できる人員配置である	-	業務量の把握、人員配置が妥当である	-	業務量の把握、人員配置が不十分である	5
	その他	重要事項の指摘（特定テーマに対する技術提案の内容を除く）	技術提案説明書に示されていない留意点（課題）と根拠が示されており、実効性が特に優れている	技術提案説明書に示されていない留意点（課題）と根拠が示されており、優れている	技術提案説明書に示されていない留意点（課題）まで示されており、内容が妥当である	-	内容が的確性を欠くなど、留意点把握として不十分である	5
特定テーマ1に対する	的確性	課題の理解が適切であり、サポーターからの支援を引き出す手法やその支援継続につながる提案の内容が両方とも優れている	課題の理解が適切であり、サポーターからの支援を引き出す手法または支援の継続につながる提案の内容がどちらかが優れている	課題の理解が適切であり、サポーターからの支援を引き出す手法や支援の継続につながる提案の内容が妥当である	-	課題の理解が適切でなく、理解が不十分である	10	⑨
	実現性	提案内容の裏付けと根拠をもった裏付けと、支援の継続につながる具体的な方法について、詳細な提案がある	-	提案内容について事例等の根拠をもった裏付けと、支援の継続につながる具体的な方法について、妥当な提案がある	提案内容について事例等の根拠をもった裏付けまたは、支援の継続につながる具体的な方法について、不十分な提案である	提案内容について事例等の根拠をもった裏付けと、支援の継続につながる具体的な方法について、不十分な提案である	10	⑩
	独創性	課題解決に寄与する独創的で効果的な提案が3つ以上ある	課題解決に寄与する独創的で効果的な2つ以上ある	課題解決に寄与する独創的で効果的な提案がある	-	汎用的な内容であり、工夫がみられない	5	⑪
特定テーマ2に対する	的確性①	目的を理解し、提案内容に反映されているか 着目点が適切であり、コーディネート手法と検討プロセスの提案の内容が特に優れている	着目点が適切であり、コーディネート手法または検討プロセスの提案の内容について、どちらかが優れている	着目点が適切であり、コーディネート手法や検討プロセスの提案の内容が妥当である	-	着目点が適切でなく、理解が不十分である	10	⑫
	的確性②	特定テーマ1との整合性 特定テーマ1との整合性や関連性が示されており、公園活用の拡大の工夫が特に優れた提案である	-	特定テーマ1との整合性や関連性が示された提案がある	-	特定テーマ1との整合性や関連性が不十分な提案である	5	⑬
	実現性	提案内容に裏付けと根拠が示され、調整手法と継続的な参加について、優れた提案である	提案内容の裏付けと根拠が示され、調整手法または継続的な参加について、どちらかが優れた提案である	提案内容の裏付けと根拠が示され、調整手法と継続的な参加について、妥当な提案である	-	提案内容の裏付けと根拠が示され、調整手法と継続的な参加について、不十分な提案である	10	⑭
	独創性	課題解決に寄与する独創的で効果的な提案が3つ以上ある	課題解決に寄与する独創的で効果的な提案が2つ以上ある	課題解決に寄与する独創的で効果的な提案がある	-	汎用的な内容であり、工夫がみられない	10	⑮

・参加表明に必要な提出書類一覧

	書 類 名	必須	確認
1	参加表明書（様式－1）	○	
2	企業の過去10年間の規定業務に関する実績書（様式－2）	○	
3	業務実施体制書（様式－3）	○	
4	予定技術者経歴書（様式－4）	○	
5	予定技術者の過去10年間の規定業務実績書（様式－5）	○	
6－1	設計業務特別共同企業体結成届（様式－6の1）		
6－2	設計業務特別共同企業体協定書（様式－6の2）		
7	企業の部門登録、業務実績および配置予定技術者の資格、業務実績を証明できる書類	○	

・技術提案書提出に必要な書類一覧

	書 類 名	必須	確認
1	技術提案書（鏡）（様式－7）	○	
2	業務実施計画書（様式－8）	○	
3	特定テーマに対する技術提案書（様式－9）	○	
4	その他（様式－10）		
5	見積書	○	